

付録の「憲法草案要綱」は熟読に値する先人の偉大な業績である。

ただ「象徴天皇」が鈴木らのオリジナルであることを強調する余り、天皇制の存続が9条とのバーカーで成立したという重要な事実が欠落しているし、「象徴天皇制」自体がはらむ問題にはまったく言及していない。「押しつけ」論に反論するためであつても、「日本国憲法には、日本近代史に根を持つデモクラシーの魂が吹き込まれ、現在もそれが息づいているのだ」とまで言い切ることには疑問がある。

● 水島朝穂著『憲法「私」論』小學館

本書は憲法学者の「語り下ろし」である。語りの基礎は「現場から『平和憲法』の存在とその意味を実感して、そこから地に足のついた平和理論を構築したい」という思いである。その現場は、ドイツ、自衛隊の基地が多い北海道、ヒロシマ、オキナワ、そしてカンボジア、ラオス、韓国などである。とりわけヒロシマ、オキナワについては「現場からの憲法学」として迫力がある。著者は日本国憲法を、紛争の解決を「軍事的合理性」によつてではなく「平和的合理性」によつて実現することを世界に先がけて宣言した憲法ととらえる。そして憲法とは「国民が國家権力の暴走を抑え、それを制限する規

範である」ことを強調し、自民党の新憲法草案や国民投票法案、政府や財界の改憲の動きを批判しつつ、1人ひとりが今、自分にとつて「憲法とは何か」を考えることが必要と訴える。読みやすく、入門書として役立つ。また天皇・皇后のサイパン訪問(05年)を高く評価する姿勢には異論が少くないのではないか。

● 「井上ひさしの子どもに伝える日本国憲法』講談社

子どもに世の中の仕組みや近現代の歴史を語るのは、語る人や教師に相当の力量を要求する。子どもたちには、マスメディアによって様々な情報が刷り込まれている。何も知らないのではない。本書の「絵本・憲法のこころ」は現憲法の前文と第9条を「小学生にも読めるようやさしく」したものである。その部分は大人にとつても有用だろうが、子どもが理解するには大人や教師による丁寧な説明や対話が不可欠だろう。第2部といふべき「お話・憲法つて、つまりこういうこと」は『朝日小学生新聞』で話した内容をもとにしている。そこに、現憲法では「天皇は人間だった」と宣言し、天皇は日本の象徴としてだけ存在すると書いています」とある。これが天皇裕仁の詔書(1946年1月1日)を「人間宣言」

とする一般の受け止め方に基づくことは明らかだが、第1条の解説としては不正確である。文中「協定憲法」とあるのは「協約憲法」の誤りだろう。どのように「伝える」かが問われている。

【付記】

改憲反対派が耳に心地よい著作だけを好むようでは、反改憲運動の発展は望めない。「9条を守る」論理にも強い説得力が不可欠であるが、現在の反改憲運動には、まだ総じて思いを共有する者同士が集まつておだを挙げている気配が感じられる。だが、改憲論に挑み、改憲についてまだ態度を保留している無数の人びとを説得できるかどうか、そこが決め手ではないだろうか。守勢に回るのではなく、打つて出る攻勢的な運動展開が必要だ。その意味では、たとえば内田・小田嶋・平川・町山著『9条どうでしょう』(毎日新聞社)や由紀草一著『軟弱者の戦争論――憲法九条をとことん考えなおす』(毎日新聞社)をどう受け止めるかは一つの試金石である。両書の内容は違う。しかし両書ともその受け止め方が反改憲派の力量を問うている。

(いのうえ・すみお 本会会員)

現憲法をどうとらえるかについての新刊書紹介

井上 澄夫

●樋口陽一著『日本国憲法』まつとうに議論するためみすず書房

カバーに「日本国憲法を語る際の、最も基本的なキーワードや、概念の背景について、あらためて解説・吟味します」とある。「はじめに」には「国民」「主権」「人権」などの言葉の重みをたしかめることを眼目としている。たとえば「国民」について――「国民」主権というときは、全体としての国民を指し、権力に正統性を与える存在であるが、第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】がいうのは「個人として尊重」される立場にある国民で、人権主体としての個人である。ところがこの区別は、時として不注意に、時として故意に混同される。その混同によって個人の生き方が、国民の名のもとに（必ずしも、悪名高い支配者の名においてではなく）圧しつぶされるおそれが出てくる……。しかし本書は単なるキーワードの解説ではない。中世以来の西欧の歴史に触れながら近代憲法がどのような苦闘の中から生まれたのかを説明しつつ、近代日本の闇に言及し、改憲論を批判している。文体は平易であるが、入

門書としてはむずかしい。読者はテキストの条文を参照しつつ、行きつ戻りつしながら理解を深めていくことになるだろう。引用文献や巻末の読書案内も役立つ。熟読を勧めたい。

●ダグラス・ラミス著『憲法は、政府に対する命令である。』平凡社

本書を貫く根本思想は、「国民が市民社会をつくり、その市民社会の活動によって基本的な国家権力を政府から民衆に移してはじめて、その『紙に書いてある』憲法は『国の』憲法になる」（142頁）ということだ。政治学者の書だから、「主権在民憲法に似合うのは市民社会の文化だろう。『市民社会』は政治学用語で、政府によって直接支配されていない『公（おかげ）』という意味である」という記述などわかりやすい。

最近、反改憲運動において「憲法は政府をしばるものである」ということが強調されている。しかし本書はそれだけでなく、「国民が憲法に従う義務」について、植木枝盛の「日本国憲法」であり、同研究会の「憲法草案要綱」がG.H.Q（联合国最高司令官總司令部）民政局のラウエル陸軍中佐により高く評価されてマッカーサー草案に取り入れられ日本国憲法が生まれる経緯がのべられている。卷末

て戦後半世紀以上続いてきた護憲運動の過程で「日本の市民が『社会契約』を結び、憲法を自分のものにしてきた」と指摘し、憲法を守るには「下からの果てのない圧力・押しつけが必要なのである」と主張する。本書の特徴は「沖縄が米軍の要塞になることが平和憲法の条件だった」という重要な事実に触れ、沖縄から見た「平和憲法」に触れていることだ。一読に値するが、「象徴天皇制」に批判的に触れていないのはどうしてだろうか。

●小西豊治著『憲法「押しつけ」論の幻』講談社現代新書

著者は自由民権運動の研究者である。本書のテーマは、現憲法の核心をなす「国民権の宣言規定」と「象徴天皇」とが鈴木安蔵らの「憲法研究会」が生み出した日本側のオリジナルな思想であることを実証することである。同研究会は、1945年11月5日から同年12月26日まで続き、民間による憲法改正をめざして「憲法草案要綱」を完成させた。その基礎になつたのが自由民権運動の卓越した思想家・植木枝盛の「日本国憲法」であり、同研究会の「憲法草案要綱」がG.H.Q（联合国最高司令官總司令部）民政局のラウエル陸軍中佐により高く評価されてマッカーサー草案に取り入れられ日本国憲法が生まれる経緯がのべられている。卷末